

危険物申告書 (国内貨物専用)

荷送人 ①		航空貨物運送状番号：③	
荷受人 ②			
署名した申告書を2枚以上航空会社に提出願います。		警告	
輸送の詳細 航空機のタイプ別制限 ⑤ (適用されない方を消去する)		危険物規則書への違反は、法令遵守違反、法的罰則の対象となることがあります。	
旅客機および貨物機	貨物機のみ	出発地：	⑥
目的地：⑦		貨物のタイプ：(適用されない方を消去する) 非放射性物質 放射性物質 ⑧	
危険物の性質および量 (IATA 危険物規則書 8.1 参照)			
危険物の識別			
UN または ID 番号	正式輸送品目名	分類または区分 (副次危険性)	包装 等級
⑨	⑩	⑪	⑫
個数および容器の種類、1包装物あたりの危険物量 (内装容器使用が求められる場合は包装物内の内装容器の個数、種類、1内装容器あたりの正味量をカッコ内に記載)			
包装基準			
承認			
⑬			
⑭			
⑮			
⑯			
⑰			
⑱			
⑲			
⑳			
私は正式輸送品目名を上記に正しく記載するとともに、危険物関連法規に従い、分類、包装、マーキング、ラベリングを適切に実施したことを宣誓します。また、航空輸送に求められる全ての条件を満たしていることを宣誓します。		氏名/役職または所属部門 ⑱ 作成場所および日付 ⑲ 署名または捺印 (上記警告を確認) ⑳	

項番	記載欄名	記入要領
①	荷送人	荷送人の氏名および住所を略さず記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷送人名および住所と異なってもよい。
②	荷受人	荷受人の氏名および住所を略さず記入する。 注: 航空貨物運送状上の荷送人名および住所と異なってもよい。
③	航空貨物運送状番号	危険物申告書を添付する航空貨物運送状の番号を記入する。
④	ページ番号/総ページ数、荷送人参照番号	ページ番号および総ページ数を記入する。荷送人参照番号の記入は必要に応じて原票番号等を記入する。 例: 危険物申告書が1ページの場合は「ページ番号1/総ページ数1」と記入する。
⑤	航空機のタイプ別制限	危険物が旅客便搭載可能な制限によって包装された場合は「貨物機のみ」を消去し、貨物便のみ搭載可能な制限によって包装された場合は、「旅客機および貨物機」を消去する。
⑥	出発地	出発地の空港または都市名を略さず記入する。 注: 3レターコードは不可(例: SPK=X、札幌=O)
⑦	目的地	到着地の空港または都市名を略さず記入する。 注: 3レターコードは不可(例: SPK=X、札幌=O)
⑧	貨物のタイプ	放射性物質以外の危険物の場合は、「放射性物質」を消去し、放射性物質の場合は「非放射性物質」を消去する。
⑨	UNまたはID番号	国連番号またはID番号を記入する。 注: “UN”または“ID”を必ず付ける
⑩	正式輸送品目名	航空危険物規則書(DGR)の危険物リストまたは航空危険物輸送法令集(黒本)の別表第1輸送許容物件に記載されている品目名を記入する。 注: 技術名、化学グループ名の記載は不要とする。
⑪	分類または区分(副次危険性)	分類または区分を数字で記入する。副次危険性を有する場合は()書きで記入する。第1分類については隔離区分の文字を含めて記入する。 例: 第1分類の場合=1.4S
⑫	包装等級	包装等級番号を記入する。番号の前に“PG”を付けてもよい。包装等級がない場合は空欄とする。
⑬	個数および容器の種類、1包装物あたりの危険物量(内装容器使用が求められる場合は包装物内の内装容器の個数、種類、1内装容器あたりの正味量をカッコ内に記載)	包装物の個数、外装容器の種類、1包装物あたりの危険物量の順序で記載する。また包装基準で内装容器の使用が求められる場合はカッコ書きで包装物内の内装容器の個数、種類、1内装容器あたりの正味量を記載する。内装および外装容器の記載はDGRまたは告示のどちらの容器名でも可。 例: 外装容器の場合・ファイバ板製の箱またはFibre board Boxes
⑭	包装基準	包装基準番号を記入する。
⑮	承認	少量危険物の場合は、“少量危険物(少量輸送許容物件)”と記入する。Limited Quantity(Ltd.Qty.)でも可。また特別規定がA1,A2,A51,A81,A109に関する場合は、特別規定番号を記入する。
⑯	その他の取り扱い注意	その貨物に関連する何か特別な取り扱い要領があれば記入する。
⑰	緊急連絡電話番号	当該品目の取り扱いに関し、知識を有している部署/担当者の連絡先電話番号を記入する。
⑱	氏名/役職または所属部門	危険物申告書に署名する人の氏名および役職名を記入する。役職名に代え所属する部門名でも可。
⑲	作成場所および日付	危険物申告書に署名する場所および年月日を記入する。(和暦記載も可) 例: 2010-06-30、H22-06-30
⑳	署名または捺印	手書きで署名または捺印をする。タイプ、印刷による署名は不可とする。

※ 各欄の記載内容については、航空危険物規則書(DGR)第8章をご参照願います。なお、上記記入要領の赤字部分は弊社国内便のみ適用される項目です。